

令和2年度

足場の組立て等作業主任者技能講習 (ご案内)

一般社団法人北陸建設アカデミー
新潟労働局長登録第164号

労働安全衛生法の定めるところにより、次の作業を行う場合は、労働局長に登録する教習機関が行う標記の技能講習を終了した者のうちから各作業現場ごとに作業主任者を選任し、その者の直接指揮監督のもとで作業を行わせなければならないことになっています。

対象作業

- ・ つり足場・張出し足場、・ 高さが5メートル以上の構造の足場 の組立て、解体又は変更の作業

1. 日 程 令和2年11月16日(月)～17日(火)

16日(月) 8:30～16:55

17日(火) 8:30～17:00

* 受付開始は各講習日開始時刻の30分前です。

* 最終日の終了時間は、受講生の人数により変動する場合があります。

2. 会 場 胎内市黒川91 (一社)北陸建設アカデミー

3. 受講資格(年齢21歳以上)

①足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者

②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの

※足場の組立て等特別教育修了要件 別紙参照

4. 受講料(消費税込) 19,080円

内訳) 受講料 17,400円
テキスト代 1,680円

「足場の組立て等作業主任者技能講習」の 受講申込みをされる皆様に

—「足場の組立て等特別教育修了証」等の添付のお願い—

この技能講習を受講するには、3年以上の経験が必要ですが、平成27年7月1日の労働安全衛生法の改正により、「足場の組立て等の業務」に従事する者は「足場の組立て等特別教育」を受講するよう規定されたことから、今後、この技能講習を受講される皆様からは、従来からの事業主による経験証明に加え、原則として「足場の組立て等特別教育の修了の有無」を確認させていただくこととしました。

については、受講申込みの際には、次により対応をお願いします。

1 足場の組立て等特別教育修了証（写し等）の添付が必要

- ① 平成27年7月1日以前から足場の組立て等の経験はあるものの平成29年6月30日までの間では経験年数が3年に満たない者
- ② 平成27年7月1日以降に、初めて足場の組立て等の業務に従事することとなった者

2 その他注意事項

- ① 満18歳に満たない年少者には、足場の組立て等の業務は禁止されていることから、業務経験年数は満18歳に達してからの年数となります。
- ② 改正労働安全衛生規則の経過措置は終了しましたので、平成29年7月1日以降は、「足場の組立て等特別教育」を受講していないと「足場の組立て等の業務」に従事できなくなっていますのでご注意ください。